

平成16年3月29日

各 位

会 社 名 日本特殊陶業株式会社
代表者名 取締役社長 羽賀征治
(コード番号 5334 東証・名証第1部)
問合せ先 経理部長 柴垣信二
(TEL . 052 - 872 - 5918)

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成16年3月29日開催の当社取締役会において、下記のとおり、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 社債の名称

日本特殊陶業株式会社2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の発行価額

本社債額面金額の100%（各本社債額面金額100万円）

3. 新株予約権の発行価額

無償とする。

4. 払込期日及び発行日

2004年4月15日

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Nomura International plc を主幹事引受会社とする幹事引受会社の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込は条件決定日（日本時間）中に行われるものとする。なお、当社は、幹事引受会社に対し、2004年4月8日（ロンドン時間）までに当社に通知することにより、本社債額面金額合計額20億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(2) 新株予約権付社債の発行価格（募集価格）

本社債額面金額の102.5%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(3)及び記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 発行する新株予約権の総数

15,000個及び上記5.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数の合計数

(3) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。転換価額は、当初、当社の取締役会長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約の締結日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）に1.2を乗じた額を下回ってはならない。

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(4) 新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、且つ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、市場環境等に基づく本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は上記(3)記載のとおり決定される額とする。

(5) 新株予約権の行使請求期間

2004年4月29日から2011年3月17日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、(イ) 下記7.(4)記載の当社を選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、(ロ) 下記7.(4)記載の本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、(ハ) 下記7.(5)記載の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、また(ニ) 期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2011年3月17日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

(6) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(7) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

消却事由は定めない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(9) 新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により発行又は移転する株式に関する利益配当金又は中間配当金(商法第293条ノ5による金銭の分配)は、当該行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在3月31日及び9月30日に終了する各6か月の期間をいう。)の初めに当該株式の発行又は移転があったものとみなして、これを支払う。

7. 社債に関する事項

(1) 発行総額

150億円及び上記5.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2011年3月31日（償還期限）に本社債額面金額の100%で償還する。

(4) 繰上償還

当社の選択による繰上償還

(イ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本社債に関する支払に関し本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨を受託会社に了解させ、且つ、当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない場合には、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知を行ったうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日から90日以上前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

(ロ) 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」という。）により他の会社の完全子会社となるための株主総会決議が採択された場合、法律上且つ実務上可能であるときには、当社は、完全親会社に信託証書の補充証書に調印させ、且つ、本新株予約権付社債の所持人が、株式交換等の直前に本新株予約権を行使したとすれば株式交換等の結果受け取ることができたはずの完全親会社の株式等を株式交換等の後も本新株予約権の行使により受け取ることが可能な方法で株式交換等が行われるよう最善の努力を尽くす。かかる当社の努力にもかかわらず、株式交換等を上記のような方法で行うことができない場合には、当社は、その選択により、株式交換等の効力発生日より前に、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知を行ったうえで、残存本社債の全部（一部は不可）を、その額面金額に対する下記の割合で表示される償還金額で繰上償還することができる。

2004年4月15日から2005年3月30日まで	106%
2005年3月31日から2006年3月30日まで	105%
2006年3月31日から2007年3月30日まで	104%
2007年3月31日から2008年3月30日まで	103%
2008年3月31日から2009年3月30日まで	102%
2009年3月31日から2010年3月30日まで	101%
2010年3月31日から2011年3月30日まで	100%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、その保有する本社債を2009年3月31日にその額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記償還期日に先立つ30日以上60日以内の期間中に所定の様式の償還通知書に当該本新株予約権付社債券を添付して本新株予約権付社債の要項に定める支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。

(5) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は消却のため当社に交付することができる。

(6) 社債券の様式

無記名式新株予約権付社債券

(7) 担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(8) 財務上の特約

担保設定制限が付される。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をロンドン証券取引所に上場する。

9. 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付された本社債の全額の償還に代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。

10. その他

安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(ご 参 考)

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

手取金概算額14,910百万円(上記5.(1)記載の幹事引受会社の権利が全部行使された場合は16,910百万円)については、主に設備投資及び社債の償還に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

金融収支の改善と設備投資による生産性の向上が見込まれます。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、安定的な配当の維持を基本としつつ、業績、配当性向、事業見通し等を総合的に考慮しながら株主各位の期待に応えていく所存であります。内部留保金は、今後とも重点戦略事業として位置付ける自動車関連分野・情報通信関連分野を中心に、市場競争力を維持・強化するための設備投資や研究開発投資に使用する予定です。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記をご参照ください。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期
1株当たり当期純利益	46.16円	21.48円	25.86円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	12.00円 (5.50円)	11.00円 (5.50円)	11.00円 (5.50円)
実績配当性向	26.7%	50.5%	42.5%
株主資本利益率	6.09%	2.62%	3.25%
株主資本配当率	1.43%	1.36%	1.38%

- (注) 1.株主資本利益率は、当期純利益を期首と期末の株主資本の平均で除した数値です。
2.株主資本配当率は、年間配当金総額を期末の株主資本で除した数値です。
3.平成13年3月期の1株当たり年間配当金12.00円は、特別配当0.50円、創立65周年記念配当1.00円を含んでおります。
4.平成14年3月期から、自己株式を資本に対する控除項目としており、また、1株当たりの各数値(配当額は除く)の計算については発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
5.平成15年3月期から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年9月25日企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成14年9月25日企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
始 値	1,175円	1,466円	1,070円	794円
高 値	2,050円	1,730円	1,185円	1,100円
安 値	1,090円	750円	733円	785円
終 値	1,495円	1,050円	814円	986円
株 価 収 益 率	32.4倍	48.9倍	31.5倍	-

(注) 1. 平成16年3月期の株価については、平成16年3月26日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。